

(別紙)

令和6（2024）年度栃木県こどもの権利擁護サポート事業業務委託に係る
公募型プロポーザル審査基準

- 1 審査は、令和6（2024）年度栃木県こどもの権利擁護サポート事業業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）の委員が行うものとする。
- 2 委員は、公募型プロポーザル参加表明書を提出した者（以下、「参加者」という。）から提出された企画提案書の内容を基に、次の項目及び配点により評価を行う。

審査項目	評価内容	配点	
1	業務内容の理解度	本事業の業務目的及び業務内容を十分に理解しているか。	10
2	組織体制	業務が円滑に進められる組織体制か。	10
		業務を遂行するために必要な、専門性を有する人員が確保されているか。	15
		関係機関と十分連携できる体制となっているか。	10
3	企画提案の優位性	社会背景や、本県の現状及び課題を踏まえた企画内容となっているか。	20
		こどもが施設での生活における悩みや不満、措置の内容に関する意見等を形成し、関係機関に対し表明することを十分に支援できる体制の構築が期待できる内容となっているか。	20
4	計画性及び実現性	企画提案内容、スケジュール等が実現可能なものとなっているか。	10
		見積額は上限の範囲内で、明確かつ妥当な内容となっているか。	5
合 計		100	

- 3 契約候補者の決定の手順は、次のとおりとする。
 - (1) 企画提案者の中で、最高点と評価した委員が最も多かった者を契約候補者とする。
 - (2) 該当する企画提案者が複数あった場合は、各委員による評価点の平均点が最も高い者を契約候補者とする。
 - (3) 上記(2)において、平均点が最も高い者が複数あった場合は、委員会で審議の上、契約候補者を決定する。
 - (4) 各委員による評価点の平均点が60点に満たない提案者は、契約候補者又は次点者になることができない。